

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 景観計画（第4条・第5条）
- 第3章 事前協議（第6条―第8条）
- 第4章 行為の制限等（第9条―第13条）
- 第5章 景観資源（第14条）
- 第6章 促進地区（第15条―第19条）
- 第7章 支援（第20条）
- 第8章 雑則（第21条―第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（国等に対する協力要請）

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

（景観計画の策定手続等）

第4条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成方針への適合)

第5条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

第3章 事前協議

(事前協議)

第6条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為（規則で定める行為を除く。）をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。

2 行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その他の規則で定める図書を提出しなければならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項に規定する協議に際して、行為者に対し、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導をすることができる。

(事前協議の完了)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

第4章 行為の制限等

(行為の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に規定する図書

(2) 計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(届出が必要な行為)

第10条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第8項第12号の景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為（前条に規定する行為及び擁壁を建設する行為を除く。）

(2) 次のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。イにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。）が1,000平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当該建築物の見付面積（1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のもの

ウ 工作物（建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をいう。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面積の2分の1以上のもの

(3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

第5章 景観資源

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第6章 促進地区

(促進地区の指定)

第15条 市長は、景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区（以下「促進地区」という。）として指定することができる。

2 一定の地区に住所を有する者並びにその地区内の土地又は建物の所有者及び占有者（以下「住民等」という。）は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地区に指定するよう市長に要請することができる。

3 市長は、促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、促進地区を指定したときは、これを公告するものとする。

(促進地区における景観づくり活動団体)

第16条 促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する活動を行うことを目的とした団体を設立することができる。

(景観づくりの基本方針の作成)

第17条 市長は、促進地区を指定したときは、促進地区内の住民等の意見を聴き、当該促進地区の景観づくりの基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

2 市長は、基本方針を作成するに当たっては、促進地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。

(景観計画への反映)

第18条 市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観計画を変更することができる。

(促進地区の解除)

第19条 市長は、次に掲げる場合には、促進地区の指定を解除することができる。

(1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。

(2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。

2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第7章 支援

第20条 市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はその保全に要する費用の一部を助成することができる。

第8章 雑則

(勧告)

第21条 市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

(公表)

第22条 市長は、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏名、当該事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、

又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表大和市街づくり推進会議の項設置目的の欄中「街づくりに関する事項」の次に「、景観形成に関する事項」を加える。

附 則 (令和8年9月29日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日から施行する。ただし、第2条、第4条第1項及び第11条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。